

論文

スウェーデン・パティレ支援付高等学校における インクルーシブ教育

Inclusive Education at the Patille Special High School for the Intellectually Disabilities in Sweden.

是永 かな子(高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門・高知ギルバーク発達神経精神医学センター)

石田 祥代(千葉大学教育学部)

KORENAGA Kanako¹ and ISHIDA Sachiyo²

1 Kochi University Research and Education Faculty Humanities and Social Science Cluster Education Unit, Kochi

Gillberg Neuropsychiatry Centre

2 Faculty of Education, Chiba University

ABSTRACT

The purpose of this study was to clarify the practice of Inclusive education at the Patille special high school for the intellectually disabilities, in Sweden by conducting a field survey. Results were as follows. First, regarding the position of special high schools in inclusive education, the children have opportunities to communicate with each other on a daily basis, as the schools are located on the same building as an 'integrated settings' and share classrooms and other facilities. Teaching staffs are discussing whether it is possible to make it as integrated as possible, and have been enhancing the integration from the perspective of organisational change and how to set up common activities. In addition, the special high school visited was a 'comprehensive cultural institution', which suggests that inclusion with social life is also being promoted. Second, with regard to the choice of special high schools, the respondents stated that it is not possible to force the children to attend these schools, as they can only attend if their parents wish to do so after they have been 'judged' to have the right to enrol in the special school. Third, regarding who is mainly responsible for teaching children with intellectual disabilities in regular schools, the answer was special teachers with special teaching licences. Fourth, with regard to career guidance for children with severe intellectual disabilities, it was noted that after completing individual programmes, they often lead to protected employment. It was also pointed out that it is the 'right' of children with intellectual disabilities to be able to move to either education or employment after school. As described above, the 'integration of places' including not only education but also social life, indicated that inclusive education for children with intellectual disabilities in the process of organisational transformation and concretisation of common activities for a more integrated education.

I. 問題の所在

インクルーシブ教育をいかに後期中等教育段階で保障するのは日本における課題である。スウェーデンにおいても知的障害児のための特別学校が維持されており、学力差が顕著になる後期中等教育段階における学習保障、また就労を含めた社会生活におけるインクルージョンのためにいかなる工夫がなされているかについて分析したいと考えた。本稿ではとくに地方分権が進み、学校長の裁量が大きいスウェーデンでの実践分析を念頭に、1つの学校の取り組みについて検討した。

II. 方法

本研究では調査研究と文献研究の方法論を用いる。分析する学校はスウェーデン・パティレ¹基礎自治体にある7年生から10年生の知的障害児を対象とした Anpassad Gymnasieskola i Partille (パティレ支援付²高等学校、以下、支援付高校)とした。パティレ基礎自治体の2023年の人口は40,499人³、面積は967,53 km²である。

2023年9月13日に現地調査を行い、関連先行研究等を分析した。その上で、公式Webサイトの情報等も参考にした。他にも自治体公開資料や関連先行研究等も参照した。

研究協力者には以下の聞き取り項目を示しつつ、半構造化面接を行った。第一に、インクルーシブ教育における知的障害特別学校の位置づけについて。なぜ国としてインクルーシブを進めている中で、知的障害特別学校は存在するのか。現場の実践としてその存在意義や今後のあるべき方向性について。第二に、知的障害特別学校の選択については、本人・保護者の選択のみで行われるのか。通常学校から特別学校に、又は、特別学校から通常学校に移りたい場合などに、どのようなケースで認められることがあるか。本人・保護者の希望で特別学校から通常学校に移りたい場合、どのようなケースで認められるか。第三に、通常学校で知的障害児が学ぶ場合、誰が主に指導を行うか。第四に、重度の知的障害のある生徒の進路指導はどのように行われるか、である。聞き取り対象は管理職2名であった。

写真撮影の際には随時撮影の許諾を得た。倫理的配慮に関しては、聞き取りを実施した研究協力者と学校に対して、研究の目的と聞き取り調査の意図、質問項目を英語の文書で提示し、了承を得られた項目のみを回答してもらった。



写真 1,2 パティレ支援付高等学校外観

III. 結果

1. パティレ支援付高等学校におけるインクルーシブ教育に関する訪問調査

1.1 学校概要

訪問時の子ども数は31人、教職員22人であった。この学校に進学した子どもは基本的には義務教育も知的障害の特別学校に通っていた子どもでもあった。教職員の内訳は11人が特別教員、11人が教員免許を有しない子どもアシスタント(Elevassistent, 以下、アシスタント)であった。アシスタントは1対1対応を行うパーソナルアシスタントではなく、クラス全体を支援する。パーソナルアシスタントが必要な場合は、LSS法⁴を適用する。支援付高校は4年制であり、16歳から20歳の子どものが就学する。支援付高校の就学は通常高校よりも1年長い。それは1日の就学時間が短いため、修学時間の保障のためにも4年目があるとのことであった。

支援付高校は写真3,4に示される、労働局E、図書館L、通常高等学校C,E、社会教育としての文化学校K、若者センターM、成人教育機関B,E,L等が設置されている建物の1角Aに位置しており、比較的軽度で国定プログラムを履修する子どもが2階で、比較的軽度で個別プログラムを履修する子どもが1階で学んでいた。



写真 3 施設案内板

写真 4 案内図

1.2 学校訪問

まず朝の会(Samling)を参観した。訪問した学級は17歳の集団であった。



写真 5 集合の場所

写真 6 個別の場所

訪問した学級の子ども数は7人であったが、訪問日は1人病気で欠席のため6人の出席だった。指導者は2人の特別教員と1人のアシスタントであった。

教室環境として、共有の場所と写真6の奥に示される個別の場所があり、共有の場所は全員で活動するときに使用し、それぞれが活動するときは個別の場所に移動する。

朝の会は本日の当番の子どもを中心に、第一に今日の日付と日程および天気の確認を行い、お互いに体調の確認や週末にあったことを話していた。各自が話す際には直前に級友が話したことの要約を求めるなど、お互いを意識するような活動を組んでいた。理解を促すため部分的に手話を使っていた。

建物の構造として、1階には通学にタクシーを使用する子どもの玄関があった。



写真7 子ども送迎タクシー用玄関

職員がここで子どもを迎え、帰りは子どもをここから送る。パティレ基礎自治体はスウェーデン第二の都市イエーテボリ基礎自治体にも隣接しており、この学校には多くの基礎自治体から子どもが通学してくるとのことであった。公共の交通機関を使える子どもは自立のための練習としても公共の交通機関を利用するが、子どもの状態や居住地域によってはタクシーで通学する。交通費は基礎自治体が負担する。

他にも1階には台所や小規模の教室や個室があった。



写真8 台所

写真9 個室

台所は昼食時や家庭科でも使用できる。個室は子どもの状態によって個別に対応する必要がある人、たいていは「個別プログラム」を履修する子どもが使用する。

写真10、11は1階の小規模教室の様子である。共通の場所と個別の場所があるのは2階と同じで、教室の作りが小規模である。この教室を利用する子どもはより支援が必要なため、子どもが座る場所には写真10のように視覚支援があった。

このようにこの校舎は1階と2階があるが、身体障害に

は対応できないため、車いす利用者はほとんどいないとのことであった。パティレ基礎自治体に居住し、車椅子対応が必要な知的障害の子どもはイエーテボリ基礎自治体の学校に通う。その場合はパティレ基礎自治体がイエーテボリ基礎自治体に教育費を支払い、イエーテボリ基礎自治体の教育資源をパティレ基礎自治体が「購入」する手続きをとる、とのことであった。

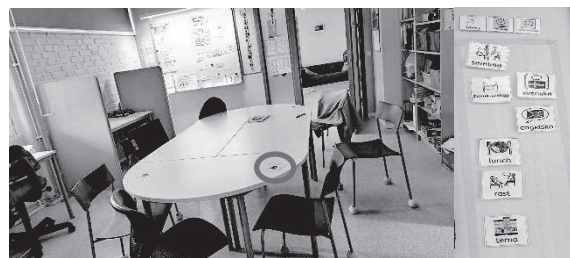


写真10 小規模教室 写真11 小規模教室の視覚支援

1人で学習できる「自習室」も設置されていた。

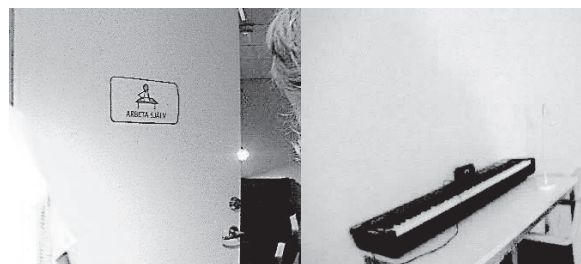


写真12 自習室の入り口 写真13 自習室内キーボード

特にピアノが上手な子どもが在籍しており、その子どもはここで休憩もでき、1人でピアノの勉強もできる。自閉症のある子どもは時に特定領域で能力を発揮することがある。その子どもは1人の場所があると落ち着いて練習ができる、とのことであった。

次に隣接する建物内にある0年から9年の義務教育学校としての基礎学校(Stadsparksskolan)に移動した。

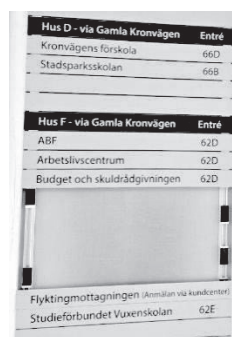


写真14 案内板



写真15 家庭科室

支援付高校の子どもはこの基礎学校の家庭科室を借りて、調理を学習する。このように施設の共同利用で教職員や子ども間の交流が行われることもある。

スウェーデンにおいて「台所の構造」はどこに行ってもたいてい「同じ」であるため、学校の調理実習が家庭ですぐに般化できる。家庭科の調理実習の内容は実用的で、自分1人で作れる料理を練習する。写真16、17に示されるように今日の「ミートソース」のレシピはウィジェット(Widgit)のアプリ⁵でイラストも用いて示されていた。

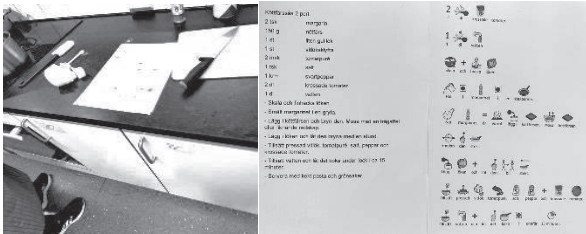


写真16, 17 イラスト付きレシピ

支援付高校のカリキュラムには家庭科があるが、通常高校ではレストラン・食品プログラム(Restaurang- och livsmedelsprogrammet)を選んだ子どもだけ家庭科があるとのことであった。

学校が設置されている建物には成人教育施設もある。基礎自治体の文化活動拠点にもなっており、地域住民もこの建物を使用する。建物内の劇場(写真18)では演劇や管弦楽の演奏会が行われたり、映画が上映されたり、研修や講演会が行われたりするように、施設自体が全ての人がアクセス可能なインクルージョンを具現化していた。

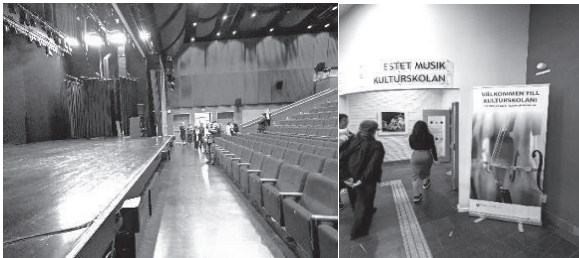


写真18 劇場

写真19 文化学校

まだ文化学校(写真19)の機能もあり、訪問日には地元の子どもが音楽の練習をしていた。基本は18歳までの子どもの使用が優先で、必要に応じて地域に開く。この文化学校では演劇、音楽、ダンス、そして美術に関する活動を提供する。

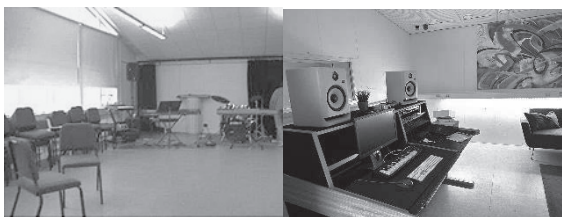


写真20 音楽教室

写真21 スタジオ

音楽のためのスタジオ(写真21)では編曲や作曲ができる

ミキシングの道具などが設置されていた。この建物自体は13年前に作られ、その時には音楽活動の充実が一つの目的でもあった。そのためプロの音楽家との連携も行っている、とのことであった。

体育は近隣のパティレアリーナ(Partille arena)で行う。このようにスウェーデンの学校はそれぞれが施設を所有するのではなく、地域の施設を共有して活用する。

パティレのリハビリテーションの施設(PartilleRehab)も隣接の建物に設置されており(写真22)、その中に学校給食が取れる食堂(写真23)があるなど多様な人が出会う構造になっている。



写真22 リハビリテーション施設 写真23 食堂



写真24 ビュッフェスタイルの学校給食

写真24のように給食は基本的にビュッフェスタイルで、好きなものを好きなように食べる自己選択方式である。食堂は大人数が一度に利用するとうるさくなるので、時間差で利用する。支援付高校の子どもは早めに学校給食を食べるが、食堂の音が気になる子どもは教室で食べる。時間差で通常の高校生が入ってくるが入れ替えの時間は決まっていないため、支援付高校と通常高校の子どもの交流も自然に行われる。

校舎の裏手では、義務教育学校の子どもがランニングしていた。写真25、26に示すように裏手は公園でもあり、学校に柵や正門はない。



写真25 公園を含んだ全体配置図 写真26 遊具付き公園

遊具付き公園は休み時間に子どもが遊んでも良いし、地域の子どもが使っても良い。

保育園幼稚園統合型就学前学校(Kronvägens förskola)も隣接しており、支援付高校の生徒が実習を行っていた。就学前学校で実習をするのは子ども・学童プログラム(Barn-och fritidsprogrammet)を選択した生徒だと想定される。

1.3 聞き取り調査

第一のインクルーシブ教育における知的障害特別学校の位置づけについて、以下の回答を得た。

軽度知的障害の子どもは統合の可能性がある。統合の方法は一つではない。現在取り組んでいることは基礎科目よりも技能科目での統合を試行することである、と。とくに本校では音楽の授業で通常高校との連携がある。また音楽室や家庭科室、自動車整備室、食堂、芸術ホール、体育館などの設備は通常高校と共有している。複合施設としての劇場や文化施設などの共有部分には作品を展示するスペースがあるため、展示会や発表会を同時開催して、作品を通して交流するなどが考えられる。もちろん日々の交流は給食の時間などが考えられる、と。

支援付高校と通常高校の教員同士の交流は、コミュニケーションツールの紹介等の専門的知識の提供のみならず、クリスマスや卒業式などの行事の際に必要な障害理解教育を行うこと、日常的にコーヒーを飲む休憩時間(Fika)の際の情報共有、教科間連携として支援付高校と通常高校双方での授業担当などがある。つねに対等な関係を意識しつつ、必要な時に協議する、とのことであった。

常にできるだけより統合的にできないかを議論している。組織的な変革と共通の活動をいかに仕組むのかという観点で統合の可能性を高めることである、と。支援付高校と通常高校の統合に関する大きな方向性は一致しているが、具体的な場面で課題が出る。余裕を持って事前に計画を立て、子どもに良い活動を保障すること、そして子どもも教員も見通しをもつことが一番の課題である、と指摘した。

関連して、学校の機能としての巡回相談は行われるか、について問うたところ、この支援付高校の役割として巡回指導はなく、巡回指導を実施するとすれば国の機関である特別教育学校当局(Specialpedagogiska skolmyndigheten, SPSM)⁶であろう。支援付高校の子どもではあるが通常高校で学ぶ「統合児(Integrerade elever)」⁷に関しては巡回をすることも考えられる、との回答であった。

第二の本人・保護者の意思のみで知的障害特別学校選択が行われるのかに関して、以下の回答を得た。

支援付高校は、知的障害があるという「判定」を受けて、保護者が希望すれば就学可能となる。就学を強制することはできない。ここでの教育内容は子どもの将来に繋がるような内容を考えてはいるが、スウェーデンの学習指導要領では教科学習をすることが決められているため、教科学習の保障も行う。

関連して「発達障害の子どものニーズが高くなって知的障害の子どもが支援付高校に就学できないというようなことがあるか」について問うたところ、知的障害児のための支援付学校が対応するのは知的障害の子どもであり、自閉スペクトラム症のみや ADHD のみの子どもは通常の学校で対応すべき、としか言えない、との回答であった。

第三の通常学校で知的障害児が学ぶ場合、誰が主に指導を行うかに関しては特別教員⁸、との回答であった。特別教員が学習内容等に主たる責任をもち、子どもアシスタントが支援を行う体制であった。

第四の重度の知的障害のある子どもの進路指導はどのように行われるかに関しては、以下の回答を得た。

この支援付高校にはプログラム選択として、通常を含めた後期中等教育段階で国で定められている 19 のプログラム⁹のうち、車両整備プログラム(Nationella programmet fordon)と音楽、演劇等の芸術系プログラム(Eстетiska nationella programmet)がある。理系、文系進学プログラム以外は職業プログラムである。国で定められたプログラムを選択できない場合は個別プログラム(Individuella programmet)が編成される¹⁰。

この支援付高校卒業後の進路は基本的には三つである。まず、就労である。就労の際には、第一に一般就労(Öppna arbetsmarknaden)と第二に保護雇用(Skyddat arbete)がある。そして第三の進路としては社会教育の一環である国民高等学校(Folkhögskola)に進学することである。雇用に関してはスウェーデンでは障害者雇用率制度はないが、障害者を雇用した場合には県や国の予算が給与の補填として使用される場合がある。この支援付高校では校舎の1階の個別プログラムで学ぶ子どもは保護雇用につながる 경우가多く、校舎の2階で国定プログラムを学ぶ子どもは3つ全ての選択肢があると言える。国定プログラムを履修できる子どもは、約4分の1が国民高等学校に進学し、4分の3は一般就労を含めて就職する。知的障害の子どもの「権利」として、学校卒業後に教育もしくは就労のいずれかに参画できることが保障されている¹¹、と。

最後に、障害者権利条約批准の影響について問うた。回答は以下である。

学習指導要領に既にその内容が反映されている。例えば環境設定やコミュニケーション支援である。コミュニケーション支援とは、部分的に手話を使うことやウィジェットなどを使って視覚支援を使うことである。子どもの声を引き出し、子どもの声を反映させる機会も設けている。障害の有無に関わらず、子どもが自分から参画するという機会を設ける環境を準備することを意識している。また11月26日の「国連の日」に合わせて学校行事や学習を行う、とのことだった。

IV. 総合考察

本稿はインクルーシブ教育を推進するとともに知的障害のある子どもの特別な学校を維持するスウェーデンに注目し、後期中等教育段階における知的障害児のインクルーシブ教育について考察した。とくに学力差が顕著になる後期中等教育段階における学習保障、また就労を含めた社会生活におけるインクルージョンのための工夫について分析した。結果は以下である。

第一に、インクルーシブ教育における知的障害特別学校の位置づけについては、「場の統合」として同じ敷地内、同じ建物内に学校が設置され特別教室等は共有されているため、日常的に子ども同士は交流する機会はある。常により統合的にできないかを議論しており、組織的な変革と共通の活動をいかに仕組むのかという観点で統合の可能性を高めているとのことであった。具体的には技能教科における統合や学校行事の同時開催、教員間の連携が図られていた。また訪問した支援付高校は通常高校のみならず、基礎自治体の就学前学校、通常義務教育学校、成人教育機関、図書館、文化学校、劇場、若者センター、公園、リハビリテーション機関、労働局なども集約設置された「総合文化施設」であり、社会生活とのインクルージョンも図られていることがうかがえた。

第二に、知的障害特別学校の選択については、知的障害があるという「判定」を受けて、保護者が希望すれば就学可能となるため、就学を強制することはできない、とのことであり、通常高校と支援付高校間の移行に関しては、近年具体的事例がないようで回答を得られなかった。

第三に、通常学校で知的障害児が学ぶ場合、誰が主に指導を行うかに関しては特別教員免許を有する特別教員、との回答であった。

第四に、重度の知的障害のある子どもの進路指導については、一般就労と保護雇用と国民高等学校の可能性があるが、国定プログラムの履修が困難な知的障害児は個別プログラムで学ぶことが多く、個別プログラム履修後は保護雇用につながるが多いとのことであった。また学校卒業後に教育もしくは就労のいずれかに移行できることが知的障害の子どもの「権利」として指摘された。

以上のように教育のみならず社会生活も含めた「場の統合」がなされていたが、後期中等教育段階における知的障害児のインクルーシブ教育は、より統合的な教育保障のための組織的な変革と共通の活動の具体化のプロセスにあることが示された。

付記

本研究は日本弁護士連合会人権擁護委員会差別禁止特別部会「北欧におけるインクルージョン教育現場視察研修」とともに実施された。

謝辞

本研究は科研費(23K02571)(23H00986)の助成を受けたものである。

現地コーディネーターをご快諾いただいた Kristina Rüdow 氏、Bosse Fors 氏に記して感謝申し上げます。

註・引用文献

¹ Partille Kommun, Anpassad gymnasieskola, <https://www.partille.se/barn-utbildning/anpassadskola/anpassadgymnasieskola/> (2023/11/11 参照).

² スウェーデンでは 2023 年から知的障害特別学校 (Grundsärskola) の名称を支援付基礎学校 (Anpassad Grundskola) に、知的障害高等学校 (Gymnasiesärskola) を支援付高等学校 (Anpassad Gymnasieskola) に変更した。瑞: Anpassad は英: Adapted であり、以前は「適応」と訳していたが、子どもを社会に適応させるのではなく、「学校が子どもに合わせる」点「(以前の特別な)名称が子どもに疎外感を与えている」ことを回避するための名称変更だった点を考慮して、本稿では「支援付」と表現する。参照, 是永かな子, 林寛平 (2022) 【北欧の教育最前線】 スウェーデンの特別学校が「適応学校」に『教育新聞』.

³ Partille Kommun, Kommunfakta, <https://www.partille.se/kommun-politik/kommunfakta/> (2023/11/11 参照).

⁴ LSS 法, Lag (1993:387) om stöd och service till vissa funktionshindrade.

⁵ Symbolbruket website, Widgit Online, <https://symbolbruket.se/produkter/widgitonline>

⁶ SPSM, <https://spsm.se/om-oss/> (2023/11/11 参照).

⁷ Skolverket (2015) Integrerade elever, <https://www.skolverket.se/publikationsserier/stodmateriel/2015/integrerade-elever>, 是永かな子 (2023) スウェーデンにおけるインクルーシブ教育推進のための統合教育の保障—通常学校の学習指導要領と知的障害特別学校の学習指導要領の同時履修—, 高知大学学術研究報告, 71, 17-25.

⁸ Spesiallärare, 是永かな子著, 富永光昭, 和田良彦監, 特別支援教育の人材育成システムを創る—一学校現場・大学間をつなぐ, 第 1 巻 特別支援教育の教員養成・指導案作成・教育実習で押さえておきたいこと, 第 5 章第 3 節 北欧の教員養成の現状と課題, 印刷中.

⁹ Skolverket, Gymnasieprogrammen, <https://www.skolverket.se/undervisning/gymnasieskolan/loroplan-program-och-amnen-i-gymnasieskolan/gymnasieprogrammen> (2023/11/11 参照).

¹⁰ パティレ基礎自治体, Anpassad Gymnasieskola i Partille web サイト, <https://www.partille.se/barn-utbildning/anpassadskola/anpassadgymnasieskola/> (2023/11/11 参照).

¹¹ 是永かな子 (2012) スウェーデン・パティレ市における知的障害者の就労支援: 日中活動保障から一般就労への移行支援に注目して, 高知大学学術研究報告, 61, 17-24.